

ID: 33-1

担当部署: 財政課

処分の概要	境界の承認		
例規名 根拠条項	村田町公共物管理条例施行規則 第13条		
例規番号	平成13年規則第12号		
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。 (境界承認の申請)</p> <p>第13条 公共物と隣接地との境界が確定した隣接地の所有者は、境界について承認を求めようとするときは、土地境界承認申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考	<p>【共通担当部署】</p> <p>財政課 建設水道課</p>		
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日